

問い合わせ先一覧

代表番号 03-3802-3111

(区役所一北庁舎内)

令和 8 年 4 月 1 日更新

	項目	対象・内容	協議先 ○番号は窓口番号を示す	
1	建築基準法上の道路	道路の種別、道路位置指定 等	防災都市づくり部建築指導課 細街路整備係	北庁舎3階③ 内線 2844
	細街路拡幅整備助成	建築基準法 42 条 2 項道路、すみ切り		
	確認申請、許可・認定申請	建築計画の相談、都市計画法 53 条許可 等	審査係	北庁舎3階③ 内線 2842・2843 2846・2847
	バリアフリー法・条例、福祉のまちづくり条例	法令及び条例に定める建築物		
	建設リサイクル法・解体工事等周知要綱の届出	一定規模以上の解体工事・新築工事 等		
	電波伝搬障害防止区域	電波伝搬障害防止区域図の閲覧		
	地質調査	近隣ボーリングデータ・液状化予測図の閲覧		
	定期報告	一定規模以上の特定建築物・建築設備、 防火設備、昇降機		
	省エネ法	適合判定 性能向上計画（容積率緩和認定）		
	低炭素建築物の認定	低炭素建築物新築等の計画の認定		
	概要書閲覧・建築確認台帳記載事項証明	延べ面積 10,000 ㎡未満の建築物 等	管理・監察係	北庁舎3階② 内線 2841・2845
	住宅家屋証明・概要書原本証明			
	長期優良住宅に関する認定制度	戸建住宅の床面積 75 ㎡以上 共同住宅等で一戸の床面積 55 ㎡以上 〔ただし、住戸の少なくとも一の階の床面積が 40 ㎡以上（階段部分の面積は除く）のものに限る〕		
2	用途地域・地区	用途地域、建蔽率・容積率、高度地区 等	防災都市づくり部都市計画課 都市計画担当	北庁舎3階① 内線 2812・2813 2816
	都市計画施設	都市計画道路、都市計画公園・緑地 等		
	開発許可	500 ㎡以上の土地における区画・形質の変更		
	住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例 ※関連 21 雨水抑制	6 区画以上の戸建住宅及び長屋 350 ㎡以上の土地における宅地開発 敷地面積 350 ㎡以上の長屋 15 戸以上の共同住宅 等		
	市街地整備指導要綱	延床面積 1000 ㎡以上の建築物 6 戸（6 室）以上の共同住宅・長屋・寄宿舍 等		

2	地区計画の届出	南千住北部、日暮里駅前周辺、三河島駅前南、三河島駅前北、南千住一・荒川一、荒川五・六、荒川二・四・七、町屋二・三・四、尾久中央、尾久東部、日暮里中央通り沿道、西日暮里駅前周辺	防災都市づくり部都市計画課 都市計画担当	北庁舎3階① 内線 2812・2813
	旅館業の許可に係る建物の安全に関する指導要綱	旅館業の許可に係る建築物		
	災害時地域貢献建築物認定制度（認定） ※関連 11 災害時地域貢献建築物認定制度（助成）	新耐震基準以上、5階以上かつ延床面積1000㎡以上	※建築指導課 審査係 都市計画担当	北庁舎3階③ 内線 2847 北庁舎3階① 内線 2816
	土砂災害（特別）警戒区域	西日暮里3，4丁目の一部 ※建築計画をご検討の場合		
	大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例 景観条例	延べ面積 3000㎡以上かつ、高さ 10mを超える集合住宅 届出対象について ＜一般地域＞ 建築物・工作物高さ15m以上又は1000㎡以上 開発行為：1000㎡以上 ＜景観基本軸＞ 都電景観軸・日暮里台地景観軸 建築物・工作物：高さ10m以上又は500㎡以上 開発行為：500㎡以上 隅田川景観軸 建築物・工作物高さ15m以上又は1000㎡以上 開発行為：500㎡以上 ※事前協議対象については担当に問い合わせ必要		
	スーパー堤防 ※関連 27 河川法	新河川区域から 50mの区域	企画調整担当	北庁舎3階① 内線 2815
	交通に関するバリアフリー法	バリアフリー基本構想重点整備地区移動等円滑化経路協定の有無等	建設局河川部 計画課 交通計画担当	都庁第2庁舎6階 5320-5413 北庁舎3階① 内線 2814
3	中高層建築物の建築に係る 紛争の予防と調整に関する条例	高さ10mを超える建築物（標識設置届） 電波障害、建築紛争相談	防災都市づくり部住まい街づくり課 管理係	北庁舎2階⑩ 内線 2825
	建築・建替相談			
	近隣まちづくり推進制度	不接道敷地での建替え 等		
	東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例	マンション管理状況届出書 （分譲マンションの管理状況等）		

3	防災まちづくり事業助成	不燃化特区整備事業・密集事業・不燃化促進事業 の建替助成、老朽空家の除却	防災都市づくり部住まい街づくり課 防災街づくり係	北庁舎2階⑫ 内線 2827・2829
		耐震診断・道路に面するブロック塀の除却 等	住宅係	北庁舎2階⑪ 内線 2824
	再開発事業	南千住、町屋、日暮里、三河島、東西日暮里	再開発係	北庁舎2階⑬ 内線 2832・2833
4	みどりの保護育成条例	敷地面積が200㎡以上のもの 施行区域面積が300㎡以上のもの 15戸以上の集合住宅 敷地面積が300㎡以上の自動車駐車場	防災都市づくり部土木管理課 維持みどり係	北庁舎2階④ 内線 2752・2761
	道路冠水			北庁舎2階⑤ 内線 2757
	洪水ハザードマップ ※関連 13	防災地図（水害版）の配布		
	自転車等駐車場の整備に関する条例	パチンコ屋・ゲームセンター等 面積200㎡以上 百貨店・スーパーマーケット等 面積300㎡以上 銀行等 面積400㎡以上 集合住宅 15戸以上 等	自転車対策係	北庁舎2階① 内線 2716・2717
	道路・公園の管理 国土調査法に基づく地籍調査	区道道路台帳（幅員・路線名）、 道路公園境界相談、水路等の払い下げ相談	台帳係	北庁舎2階② 内線 2718・2719
	占用許可	切下げ、足場、沿道掘削、道路・公園の占用	占用係	北庁舎2階③ 内線 2714・2715
	屋外広告物条例	広告物の許可申請		
5	道路・公園用地の取得	都市計画道路・密集事業・主要生活道路 等	防災都市づくり部基盤整備課 用地係	北庁舎2階⑦ 内線 2851・2852・2853
6	医療法	診療所等の開設の許可	健康部生活衛生課 環境衛生係	北庁舎1階② 内線 427
	公衆浴場法	普通公衆浴場、その他の公衆浴場	環境衛生係	北庁舎1階② 内線 426
	旅館業法	旅館・ホテル、簡易宿所		
	住宅宿泊事業法	住宅宿泊事業（民泊）の届出		
	興行場法	劇場・映画館・演芸場・多目的使用施設・ スポーツ施設		
	水道法	受水槽の設置		
	建築物における衛生的環境の確保に 関する法律	3000㎡以上の事務所・学校・図書館・集会場・ 百貨店・店舗 等		
	荒川区プール条例	プールの設置		
	食品衛生法	飲食店等の営業許可	食品衛生係	北庁舎1階③ 内線 428

(区役所一本庁舎等)

	項目	対象・内容	協議先	○番号は窓口番号を示す	
7	住居表示番号の申請	建築物を新築・増築した場合 (建物その他の工作物新築届)	区民生活部戸籍住民課 住民記録係	本庁舎 1 階⑥ 内線 2362・2363・2364	
8	宿泊所の設置等に関する指導要綱	生活困難者のための宿泊所	福祉部生活福祉課 保護相談係	本庁舎 1 階⑧ 内線 2631	
9	葬祭場等の設置に関する環境指導要綱	葬儀等を業として行う集会施設	区民生活部地域つなぐ課 庶務係	本庁舎 3 階⑨ 内線 2513	
10	公有地の拡大の推進に関する法律 (公拡法)	一定面積以上の土地の譲渡(売買や交換など) 地方公共団体等による土地の買取り	総務部経理課 管財用地係	本庁舎 4 階 内線 2254	
11	大規模小売店舗の出店に伴う地域保全のための要綱 荒川区商業施設の深夜営業に関わる地域環境保全のための要綱	店舗面積が 500 ㎡を超える小売店舗	産業経済部産業振興課 商業振興係	本庁舎 6 階 内線 468	
12	工場認可の申請・指定作業場の届出	物品製造・加工等を行う事業場、ガリソク・クリーニング 店、20 台以上の駐車場 等	環境清掃部環境課 環境保全係	荒川 1-53-20 エコセンター 3 階	内線 485
	土壌汚染対策	有害物質取扱事業場の解体等			
	特定建設作業の提出	破砕作業・杭打設作業 等			
	騒音・振動	解体等に伴う騒音・振動の相談			
	アスベスト	大気汚染防止法、東京都環境確保条例に 該当する解体 等			
	エコ助成	屋上緑化・壁面緑化、太陽光発電 等	環境推進係		内線 482
13	防災無線電波伝搬障害の防止	高さ 30m 以上、階数 10 以上	危機管理部危機管理課 防災管理係	本庁舎 3 階	内線 492
	洪水ハザードマップ	防災地図(水害版)の配布、HPに掲載			
	災害時地域貢献建築物認定制度(助成) ※関連 2 災害時地域貢献建築物認定制度(認定)	認定建築物への防災資機材購入費の助成			
14	駐車場法	500 ㎡以上の路外駐車場	危機管理部生活安全課 交通安全係 生活安全係	荒川区役所分庁舎 2 階	3802-3067 内線 489
	防犯対策(事前相談) ※関連 19	防犯カメラ等防犯設備の整備			内線 494
15	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地の敷地	荒川ふるさと文化館	南千住 6-63-1	3807-9234
16	廃棄物の処理及び再利用に関する条例	延べ面積が 1000 ㎡以上の建築物 15 戸以上の集合住宅	環境清掃部清掃リサイクル推進課 作業係	町屋 5-19-1 荒川清掃事務所	3892-4671

(区役所以外)

	項目	対象・内容	協議先	所在地	連絡先
17	土地・建物にかかる固定資産税・ 不動産取得税	評価及び課税・評価証明書の発行	荒川都税事務所	西日暮里 2-25-1	3802-8111

18	土地・建物の所有権	公図・地籍測量図・登記簿謄本	東京法務局北出張所	北区王子 6-2-66	3912-2608
19	生活安全条例 ※関連 14	3 階建て以上又は 15 戸以上の共同住宅・ 物品販売業を営む店舗等不特定多数が 利用する建築物など	荒川警察署 南千住警察署 尾久警察署	荒川 3-1-2 南千住 6-45-43 西尾久 3-8-5	3801-0110 3805-0110 3810-0110
20	上水道	3 階以上の階に直結給水するもの、図面の閲覧	水道局東部第二支所	南千住 6-40-1	3802-2805
21	下水道 ※関連 2 住環境条例	大量排水の手続き 図面の閲覧	下水道局北部下水道事務所 下水道台帳閲覧室（又は HP）	台東区蔵前 2-1-8 都庁第 2 庁舎 27 階	5820-4354 5320-6618
22	水の有効利用促進要綱	延べ面積 1 万㎡以上 市街地再開発事業等で開発面積 3000 ㎡以上	都市整備局都市づくり政策部 広域調整課水資源係	都庁第 2 庁舎 1 2 階	5388-3289
23	消防水利開発補助金交付要綱	防火水槽等防火対策	荒川消防署 尾久消防署	荒川 2-1-13 東尾久 8-44-4	3806-0119 3800-0119
24	電気・電柱移設	電柱移設の相談	NTT 東日本(株) https://setsubiiten-web.gvm-jp.groupis-ex.net 東京電力(株)東京カスタマーセンター第一		0120-995-007
25	ガス	引込み等の相談	東京ガス Next one(株)	南千住 3-13-1 東京ガス千住ビル A 館 6 階	6700-1090
26	線路敷等に接する敷地	JR 線 JR 貨物線 つくばエクスプレス （地下 20m、地上 10m の範囲） 東京メトロ（千代田線・日比谷線） 京成線 都電 日暮里・舎人ライナー（施設から 10m の範囲）	問い合わせ先 https://www.jreast.co.jp/kinsetsukouji/ [JR 東日本 近接工事] 🖱️ 連絡先を検索してください 首都圏新都市鉄道(株) 技術部 近接協議担当 八潮総合事務所 メトロ開発(株) 技術部渉外課 京成電鉄(株) 計画管理部 交通局建設工務部 保線課 建築相談担当	埼玉県八潮市大瀬 2-7-10-101 中央区小伝馬町 11-9 日本橋小伝馬町ビル 3 階 千葉県市川市八幡 3-3-1 都庁第 2 庁舎 24 階 北側	029-752-8 306 5847-7893 047-712-7129 5320-6151
27	河川法	河川保全区域 〔河川区域の境界から 10m 以内の区域 ただし、スーパー堤防の区間は河川区域の 境界から 50m 以内の区域〕	建設局河川部 指導調整課 第六建設事務所 管理課 河川管理担当	都庁第 2 庁舎 6 階 足立区千住東 2-10-10	5320-5405 3882-1269
28	電波伝搬障害防止制度	最高高さ 31m 以上	関東総合通信局 ※関連 1 審査係	千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 22 階	6238-1763
29	区道以外の公道について （幅員・管理等）	都道 国道（4 号線・日光街道）	第六建設事務所 管理課 東京国道事務所亀有出張所	足立区千住東 2-10-10 葛飾区新宿 4-21-1	3882-1231 3600-5541
30	建築物環境計画書制度	延べ面積 2000 ㎡以上の建築物	東京都建築物環境計画書制度ヘルプデスク	都庁第 2 庁舎 20 階	5320-7879

※建築物の計画においては、その計画する用途や敷地の状況により様々な法令等の制限を受けます。掲載した以外にも、確認申請や工事着手前に協議や届出が必要となる場合がありますので、十分に調査を行い、事前に関係機関へご相談ください。

この問い合わせ先一覧は参考としてご使用ください。

防災都市づくり部建築指導課

荒川区役所周辺図



荒川ふるさと文化館事務室の移転

荒川ふるさと文化館の改修に伴い、
事務室を移転します。

埋蔵文化財包蔵地の敷地で工事を行う際は、
こちらに届け出をお願いします。

場所：生涯学習センター3階・第5会議室
(荒川区荒川3-49-1)

電話：03-3807-9234

期間：令和10年7月まで(予定)

土曜、日曜、祝日・休日、年末年始はお休み

